

ID: 1734

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	支給認定の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第23条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第23条の規定による。 (教育・保育給付認定の変更) 第23条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。 2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 3 第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）が満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 5 第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 市町村は、第2項又は第4項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。			
標準処理期間	申請のあった日から30日以内(第20条第6項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日